

兼任を必要とする理由書

【例 1 兼任する事業場の設置者が同一の場合】

当事業場は受電電圧〇V、最大電力〇kWで〇〇を主製品とした製造工場です。このような事業規模であるため、電気主任技術者免状を有する者の採用が困難で、やむを得ず当社〇〇工場（受電電圧〇V、最大電力〇kW）の電気主任技術者で、電気保安に関し経験の深い〇〇〇〇にこれを兼任させることとしたい。

【例 2 兼任する事業場の設置者が資本系列関係にある他社の場合】

当事業場は受電電圧〇V、最大電力〇kWで〇〇を主製品とした製造工場です。このような事業規模であるため、主任技術者免状を有する者の採用が困難で、やむを得ず関連会社（資本出資〇〇%、役員の派遣〇〇%）である〇〇株式会社〇〇工場（受電電圧〇V、最大電力〇kW）の電気主任技術者で、電気保安に関し経験の深い〇〇〇〇にこれを兼任させることとしたい。

【例 3 設備管理会社の社員の場合】

当事業場は受電電圧〇V、最大電力〇kWのショッピングセンターです。当事業場の電気工作物を含む設備管理は株式会社〇〇と総合管理契約を締結しておりますが、電気主任技術者免状を有する者の配置が困難困難で、やむを得ず当社〇〇ショッピングセンター（受電電圧〇V、最大電力〇kW）の電気主任技術者で、電気保安に関し経験の深い〇〇〇〇にこれを兼任させることとしたい。

【例 4 同一敷地内に設置されている別会社の主任技術者を兼任させる場合】

当事業場は連系電圧〇V、最大出力〇kWの太陽電池発電所です。このような設備規模であり、かつ無人発電所でもあるため、主任技術者免状を有する者の採用が困難で、やむを得ず同一敷地内にある〇〇株式会社〇〇工場の（受電電圧〇V、最大電力〇〇kW）の電気主任技術者で、電気保安に関し経験の深い〇〇〇〇にこれを兼任させることとしたい。